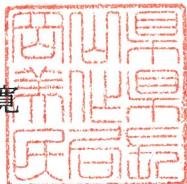


建設発生土の受入れの公募について

岡山県美作県民局が発注する美作県民局管内における公共工事で発生する建設発生土の受入れについて、次のとおり公募する。

令和7年7月1日

岡山県美作県民局長 東 寛



1 公募の理由

岡山県美作県民局が発注する美作県民局管内の公共工事において、令和7年10月から令和8年3月の期間に建設発生土が、約50,000m³発生する予定である。

通常、建設発生土は、現場内利用及び公共工事間流用により有効利用を図っているが、下記発生場所近隣に指定処分先となる公的な処分場がなく、工事の円滑な実施に支障があるため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に土地の形質変更を行う民間所有地等を建設発生土の受入先として公募する。

2 建設発生土の概要

(1) 発生場所 津山市、苦田郡鏡野町、久米郡久米南町及び久米郡美咲町内における岡山県美作県民局発注の公共工事の箇所

(2) 発生時期 令和7年10月1日から令和8年3月31日

(3) 発生土量及び土質

第2種建設発生土（砂礫土）～第3種建設発生土（粘性土）

及びこれらの混合土 約50,000m³

※土質は試験等を行った結果のものではなく、発生現場の状況により変更がある。

3 応募資格

(1) 応募者の要件

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に、美作県民局管内（真庭地域事務所及び勝英地域事務所管内を除く。）において、建設発生土の受入可能な土地を所有し、又は貸借権その他の権利を有していること。

なお、所有権を有していない場合は、当該土地の所有者についても建設発生土の受入れについて同意が必要である。

(2) 建設発生土の受入地の要件

ア 美作県民局管内（真庭地域事務所及び勝英地域事務所管内を除く。）であること。
イ 建設発生土の受入先の埋立、盛土等の面積が概ね1,000m²（津山市、苦田郡鏡野町上齋原及び久米郡美咲町内においては500m²）以上の規模であり、かつ、令和7年7月31日までに関係法律及び条例等の許認可を受け、又は受けられる見込みがあり、土地の形質の変更が可能な土地であること。

- ウ 受入土量が1,000m³以上であること。
- エ 建設発生土の発生場所から受入地までの経路について、大型ダンプトラック（積載量10t車）が周辺の環境及び他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。

(3) 建設発生土の受入要件

- ア 建設発生土の売却または転用を目的とした受入れではないこと。
- イ 建設発生土の搬入を完了（荷下ろし）した後の管理は、応募者の責任において実施すること。
- ウ 建設発生土の搬入（運搬）に要する費用は、岡山県美作県民局が負担する。
- エ 建設発生土の受入地の造成等（敷均し、転圧、構造物設置等）に要する費用は、分譲や敷地拡張等を目的とした受入地である場合を除き、岡山県美作県民局に負担を求めることができる。費用負担を希望する者は、見積書及び算出根拠を提出すること。なお、負担する費用は、受入地の造成等に必要な最低限の費用とし、当局が認めた金額とする。
- オ 応募者が、建設発生土の受入れに際し、条件を付す場合は、上記エの見積書に記載すること。
- カ 建設発生土の搬入時期及び搬入時間は、美作県民局担当者の指示によること。
- キ 建設発生土は、発生した状態で受入れし、本県が行う通常の発生土処理の工程以外の分別作業を求めないこと。
- ク 受入を希望する建設発生土量（2（3））は、最大受入希望土量であり、実際の建設発生土が最大受入希望土量に満たなかった場合であっても受入れが可能であること。

4 応募手続

応募者は、次の（1）から（8）までの書類（以下「申込書等」という。）を1部、岡山県美作県民局長に提出すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

- （1）建設発生土受入希望申込書（様式1）
- （2）関係法律及び条例上、受入地における土地の形質の変更が可能であることを証明する許可書等の写し（取得中であれば取得後提出、ただし令和7年7月31日（木）まで）
- （3）受入地の図面（位置図、平面図、横断図、進入路のわかる図面等）
- （4）受入地の現況写真（受入地の全景、建設発生土の荷下ろし場所、進入路等）
- （5）受入地の所有（借地）状況資料（地籍図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し及び土地所有者の同意書等）
- （6）受入れに係る誓約書（様式2）
- （7）暴力団排除に係る誓約書（様式3）
- （8）見積書（受入れに要する費用、受入条件）（様式4）

5 申込書等の提出先、提出期限、受付時間及び提出方法

（1）提出先

岡山県津山市山下53

岡山県美作県民局建設部建設企画課

電話：0868-23-1473

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木）17時まで

(3) 受付時間

9:00から17:00まで（ただし、閉庁日（土、日、祝）を除く。）

(4) 提出方法

持参

6 受入先の選定

(1) 建設発生土受入先の調査及び確認

岡山県美作県民局が、建設発生土受入地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、受入れに要する費用、関係法令等の調査及び確認のため、現地立会及びヒアリングを行う。

(2) 建設発生土受入先の選考

建設発生土受入先の調査及び確認の結果、近隣の公共残土処分場の運用状況等も踏まえ、岡山県美作県民局が建設発生土受入先の選考を行い、その結果については別途応募者に通知する。

7 その他の留意事項

(1) 建設発生土受入先の選考結果通知後、工事内容の変更や他の公共工事への流用等により、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。

(2) 公募により複数の受入先を選定した場合は、工事ごとに搬出先を決定するため、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。

(3) 建設発生土の搬入について、苦情等が発生しないよう、応募者の責任において地域住民への対応を行うこと。

(4) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、受け入れた建設発生土を利用することはできない。このような行為が発覚した場合は、建設発生土の搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報する。

(5) その他、公募条件を満たさなくなった場合は、搬入を中止する。